

旭川

労政だより

平成27年4月1日発行

旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係

旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎3階

Tel : 25-7152 Fax : 26-7093

パートタイム労働法が 平成27年4月より変わります！

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

◆主な改正点

①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されているパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます
- ・職務内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象になります

②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ・パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければなりません
- ・説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止
- ・パートタイム労働者からの相談に対応するための

体制整備の義務の新設

- ・相談窓口の周知

③パートタイム労働法の実行性を高めるための規定の新設

- ・雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる
- ・事業主がパートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます

■詳細

- ・北海道労働局雇用均等室

電話：011-709-2715

事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続きを

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。**労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。**（農林水産の一部の事業は除きます。）

労災保険とは、労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進するための保険制度です。労災保険を使用すべき負傷、疾病であるにもかかわらず健康保険等を使用して治療するケースがありますが、**労働災害に健康保険等は使えません。**後日、健康保険負担分を返還することになります。また、被災された方が、労災保険を請求する際に事業主の協力が得られない場合には、労働基準監督署にご相談ください。

雇用保険とは、労働者が失業した場合に、失業手当等を給付したり、再就職を促進するための保険制度です。新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

まだ加入手続きを行っていない事業主の方は、下記へご相談ください。

■詳細

- ・旭川労働基準監督署 電話：35-5901
- ・ハローワーク旭川 電話：51-0176

トライアル（または障害者トライアル） 奨励金の活用について

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に、国から奨励金が支給されます。

【試行雇用奨励金】	
対象	安定した職業に就くことが困難な求職者等を正規雇用することを前提に試行雇用で雇い入れた事業主
支給額	対象者1人につき月4万円（3か月限度）

■詳細

・ハローワーク旭川
電話：51-0176

旭川市若年者等正規雇用奨励金の 活用について

市内に居住する若年者（45歳未満の者）、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、トライアル（または障害者トライアル）奨励金を受給し、トライアル雇用後に正規雇用した事業主に対して助成金を支給します。

若年者等正規雇用奨励金	
支給額	1人当たり 10万円
対象要件	<p>① 平成27年1月1日以降に若年者、障害者、季節労働者をトライアル雇用し、国のトライアル（または障害者トライアル）奨励金を受給した事業主</p> <p>② 申請する企業が旭川市内に所在し、かつ対象となる若年者、障害者、季節労働者がトライアル雇用開始日に旭川市内に居住していること。</p> <p>③ トライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上定</p>

	着し、当該奨励金申請時にも継続して雇用していること。
申請期間	トライアル雇用した期間に係る国の助成金支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内

■詳細

・旭川市経済観光部経済総務課
電話：25-7152

「障害者雇用納付金制度」の 対象事業主が拡大されます

障害者雇用納付金制度とは、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

平成27年4月から、常時雇用している労働者数が**100人を超え200人以下の中小事業主**の皆さまも納付金の申告が必要となります。対象事業主の皆さまは、平成28年4月の申告開始時期に向け、各月の雇用障害者数等の把握・確認など申告・納付に向けて具体的な準備が必要となりますので、早めの取組をお願いいたします。

■詳細

・北海道高齢・障害者雇用支援センター
電話：011-622-3351

旭川市雇用創出促進協議会では、 地域の魅力を高めるための人材育成に 積極的に取り組みます。

旭川市や経済団体等で構成される旭川市雇用創出促進協議会では、厚生労働省の委託を受けて、地域産品や地域で提供されるサービスの付加価値の向上や、地域産品等を地域内外に効果的に発信するための人材の育成に積極的に取り組んでいます。

セミナーの詳細が決まり次第、随時ホームページ等でお知らせしますので、ぜひご利用ください。

【企業・事業主向けセミナー】

名称	インターネット販路拡大セミナー
内容	ECサイト作成のほか、SNS等を活用した集客方法や成約率アップ方法などを習得し、個々の企業の状況を踏まえた販路拡大支援のためのセミナーを行います。
時期	平成27年7月上旬予定

名称	物産展等進出応援セミナー
内容	新たな販路開拓のために、全国各地域で実施される物産展等への進出に必要なノウハウを習得し、個々の企業の状況を踏まえた販路拡大のためのセミナーを行います。
時期	平成27年8月下旬予定

名称	海外販路拡大応援セミナー
内容	海外に販路を拡大するために必要な情報や商品ニーズ、特徴などを学び、販路拡大支援のためのセミナーを行います。
時期	平成27年11月中旬予定

名称	観光客を呼び込む地域の魅力づくりと売り上げ向上セミナー
内容	多くの観光客を地域に呼び込むためのヒントを学び、個々の企業の売り上げ向上につながるセミナーを行います。
時期	平成27年12月中旬予定

【求職者向けセミナー】

名称	観光客満足度向上人材育成セミナー
内容	基本的な接客サービスのほか、外国人観光客に特化したホスピタリティ向上につながる知識・語学等を習得するセミナーを開催します。
時期	平成27年4月20日（月）・21日（火）

名称	観光商品発掘人材育成セミナー
内容	地域資源を活かした新たな旅行商品の開発や情報発信、資源のブラッシュアップを図るために必要な知識を習得するセミナーを開催します。
時期	平成27年5月中旬予定

名称	営業・販売力育成セミナー
内容	基本的なビジネスマナーやコミュニケーション能力、接客能力のほか、効果的な営業・販売をするうえで必要なスキルを学ぶセミナーを開催します。
時期	平成27年6月1日（月）・2日（火）

名称	農業6次産業化人材育成セミナー
内容	農業6次産業化の意義から新商品等による地場農産物のブランド化、また農産加工から流通、販売戦略を含めた幅広い知識を身につけるセミナーを開催します。
時期	平成27年6月下旬予定



各セミナーの詳細は
随時ホームページで
お知らせします！

【職場体験実習の受入企業を募集しています】

セミナーに参加した求職者の更なるスキルアップを図るため、セミナー終了後、企業での体験実習を予定しております。

職場体験実習は、求職者のスキルアップにつながることはもちろん、企業にとっても新たな人材の確保につながる事が期待できます。ぜひ求職者の受け入れにご理解とご協力をお願いします。

■詳細

・旭川市雇用創出促進協議会事務局

電話：24-2330

ホームページ：「旭川市雇用創出促進協議会」で検索
または <http://www.asahikawa-koyousoushutsu.jp/>

U・Iターン就職希望者を 採用しませんか？

旭川市では、U・Iターンにより旭川での就職を希望している方に企業の情報を提供するなど、現在、首都圏で働いている優秀な人材や即戦力となる人材を確保したいという地元企業のお手伝いをしています。U・Iターン希望者の採用を予定している場合は、Uターン求人情報カード（ホームページから入手可）に必要な事項を記入し、経済観光部経済総務課へ提出してください。いただいた情報をホームページに掲載します。ぜひご活用ください。

■詳細

- ・旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
電話：25-7152

また、北海道庁人材育成課にある「U・Iターンサポートデスク」でも、北海道の企業からU・Iターン求人の申込みを受け付け、首都圏等の求職登録者との橋渡しを行っています。

求人登録をしていただくと、インターネットでU・Iターン希望者の専門的知識や資格・免許などをご紹介する「U・Iターン求職者情報」を閲覧できます。（登録無料）

求職者情報に面接したい方がいましたら、U・Iターンサポートデスクまでご連絡（リクエスト）下さい。ご希望の求職者に連絡し、面接のお手伝いをします。

◆対象者

道内の事業所で採用を予定している求人企業等

◆情報の閲覧

求人登録すると道外在住のU・Iターン求職者の資格等の情報が閲覧できます。

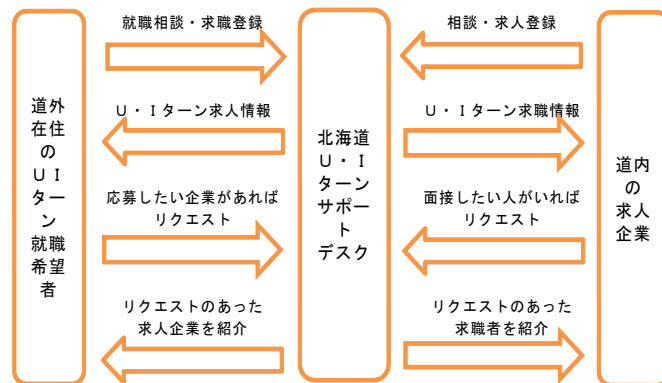
面接したい求職者がいたら、U・Iターンサポートデスクにリクエストしてください。

求職者に確認の上、ご紹介（無料）します。

◆登録方法

以下のURLから直接登録して下さい。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/index.htm>



■詳細

- ・北海道U・Iターンサポートデスク
(北海道経済部人材育成課内)
電話：011-251-3896
FAX：011-232-1044

旭川市内の企業を紹介するサイトを 作成します

旭川市内への若者の就職を促進するため、市内の企業の魅力を紹介する情報提供サイトを作成します。

このサイトでは、旭川市内の企業の具体的な仕事内容や働く人の声、U・Iターンやインターンシップ受入などの情報も掲載し、地域の学生や若者のほか、U・Iターン希望者など多くの方々に地元企業の魅力を幅広く発信していく予定です。

掲載内容の詳細についてはホームページ等でお知らせします。掲載希望や内容などについては経済観光部経済総務課までお問い合わせください。

■詳細

- ・旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
電話：25-7152



新しい企業紹介
情報サイトで
企業の魅力を発信
しませんか？